

協定対象の派遣労働者の待遇に関する労使協定

ノンゼロサム株式会社（以下「会社」という）と、労働者代表は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定（労使協定方式）に基づき待遇を決定する派遣労働者の待遇に関し、次のとおり協定する。

（対象となる労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 会社は対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、退職手当とする。

（同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金額）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」（時給換算）は次の各号のとおりとする。

(1) 使用する統計は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」以下通達とする。

(2) 地域調整は、通達に定める「地域指数」の都道府県別地域指数とするが地域により派遣先事業所所在地が兵庫県、大阪府のため、都道府県別地域指数【兵庫・大阪】を使用する。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表のとおりとする。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金との額との対応関係は次のとおりとすること

A ランク : 10 年

B ランク : 5 年

C ランク : 0 年

2 会社は、第 8 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果より高い等級の職務を遂行する能力があるとみとめられた場合には、その能力に応じた派遣就業機会を提示するものとする。ただし、これに相当する機会を提示できないときは、同勤務評価の結果に応じて、基本給額の 1 ～ 3 % の範囲で追加の手当を支払うこととする。

第 5 条 対象従業員の時間外労働、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

(通勤手当)

第 6 条 対象従業員の通勤手当は、毎年の局長通達で示される「一般通勤手当」と同等以上を基本給に含み支給する。

(退職手当)

第 7 条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 3 のとおりとし、勤続年数の起算日は令和 2 年 6 月 1 日とする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数 :

通達に定める「令和 4 年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都) の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの (自己都合退職及び会社都合退職のいずれも 3 年)

(2) 退職時の勤続年数ごと (3 年、5 年、10 年、15 年、20 年、25 年、30 年、33 年) の支給月数 :

「令和 4 年中小企業の賃金・退職金事情」の大学卒の場合の支給率 (月数) に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 賃金の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価は、派遣先の評価を参考に、個々の労働者と面談を実施し、職務の成果、意欲、能力又は経験等その他の就業実態に関する事項により、公正な評価を行い、昇給額を決定するものとする。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、別途定める教育訓練実施要項に従って着実に実施する。

(待遇決定方式の変更)

第11条 待遇決定方式を変更しなければ対象従業員が希望する就業機会を提供できない場合、対象労働者から合意を得ることにより変更することがある。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

別表1

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)

	基準値	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
097 包装作業員	1,056	1,225	1,313	1,341	1,404	1,578	1,893
兵庫(102.1)	1,079	1,251	1,341	1,370	1,434	1,612	1,933
交通費込み(73円)	1,152	1,324	1,414	1,443	1,507	1,685	2,006
099 その他運搬・包装等	1,153	1,337	1,433	1,464	1,533	1,723	2,067
兵庫(102.1)	1,178	1,366	1,464	1,495	1,566	1,760	2,111
交通費込み(73円)	1,251	1,439	1,537	1,568	1,639	1,833	2,184
08804 フォークリフト	1,191	1,382	1,480	1,513	1,584	1,779	2,135

兵庫(102.1)	1,217	1,412	1,512	1,545	1,618	1,817	2,180
交通費込み(73 円)	1,290	1,485	1,585	1,618	1,691	1,890	2,253
08804 フォークリフト	1,191	1,382	1,480	1,513	1,584	1,779	2,135
大阪(108.0)	1,287	1,493	1,599	1,635	1,711	1,922	2,306
交通費込み(73 円)	1,360	1,566	1,672	1,708	1,784	1,995	2,379
07206 食料品製造・加工処理	1,086	1,260	1,350	1,379	1,444	1,622	1,947
兵庫(102.1)	1,109	1,287	1,379	1,408	1,475	1,657	1,988
交通費込み(73 円)	1,182	1,360	1,452	1,481	1,548	1,730	2,061
097 包装作業員	1,056	1,225	1,313	1,341	1,404	1,578	1,893
大阪(108.0)	1,141	1,324	1,419	1,449	1,517	1,705	2,045
交通費込み(73 円)	1,214	1,397	1,492	1,522	1,590	1,778	2,118
099 その他運搬・包装等	1,153	1,337	1,433	1,464	1,533	1,723	2,067
三重(99.0)	1,142	1,324	1,419	1,450	1,518	1,706	2,047
交通費込み(73 円)	1,215	1,397	1,492	1,523	1,591	1,779	2,120

別表 2

対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク 【兵庫】	上級包装作業員（セクションの運営やシフト管理などを行う）	1,690	1,690
Bランク 【兵庫】	中級包装作業員（新人の教育を行い、イレギ	1,510	1,510

≧

対応する 一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する 一般の労働者の能力・経験
1,685	10年
1,507	5年

	<u>ユラー対応 できる)</u>		
<u>Cランク</u> <u>【兵庫】</u>	<u>初級包装作 業者（指示 をしっかり 遂行し作業 を行うう事 ができる)</u>	<u>1, 160</u>	<u>1, 160</u>
<u>Aランク</u> <u>【兵庫】</u>	<u>上級運搬作 業者（複数 の現場を管 理し指揮命 令できる)</u>	<u>1, 840</u>	<u>1, 840</u>
<u>Bランク</u> <u>【兵庫】</u>	<u>中級運搬作 業者（現場 を管理し指 揮命令を出 すことがで きる)</u>	<u>1, 640</u>	<u>1, 640</u>
<u>Cランク</u> <u>【兵庫】</u>	<u>初級運搬作 業者（指示 をしっかり 遂行し作業 を行うう事 ができる)</u>	<u>1, 260</u>	<u>1, 260</u>
<u>Aランク</u> <u>【兵庫】</u>	<u>上級フォー クリフト （セクショ ンの運営や シフト管理 などを行 う)</u>	<u>1, 890</u>	<u>1, 890</u>

<u>1, 152</u>	<u>0 年</u>
<u>1, 833</u>	<u>1 0 年</u>
<u>1, 639</u>	<u>5 年</u>
<u>1, 251</u>	<u>0 年</u>
<u>1, 890</u>	<u>1 0 年</u>

Bランク 【兵庫】	中級フォー クリフト (（新人の 教育を行 い、イレギ ュラー対応 できる)	<u>1,700</u>	<u>1,700</u>	$\geq$	<u>1,691</u>	<u>5 年</u>
Cランク 【兵庫】	初級フォー クリフト (セクショ ンの運営や シフト管理 などを行 う)	<u>1,290</u>	<u>1,290</u>		<u>1,290</u>	<u>0 年</u>
Aランク 【大阪】	上級フォー クリフト (セクショ ンの運営や シフト管理 などを行 う)	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>		<u>1,995</u>	<u>10 年</u>
Bランク 【大阪】	中級フォー クリフト (（新人の 教育を行 い、イレギ ュラー対応 できる)	<u>1,790</u>	<u>1,790</u>	$\geq$	<u>1,784</u>	<u>5 年</u>
Cランク 【大阪】	初級フォー クリフト (セクショ ンの運営や シフト管理 などを行 う)	<u>1,330</u>	<u>1,330</u>		<u>1,327</u>	<u>0 年</u>

<u>Aランク</u> <u>【兵庫】</u>	<u>上級製造・</u> <u>加工（セク</u> <u>ションの運</u> <u>営やシフト</u> <u>管理などを</u> <u>行う）</u>	<u>1,730</u>	<u>1,730</u>		<u>1,730</u>	<u>10年</u>
<u>Bランク</u> <u>【兵庫】</u>	<u>中級製造・</u> <u>加工（新人</u> <u>の教育を行</u> <u>い、イレギ</u> <u>ュラー対応</u> <u>できる）</u>	<u>1,550</u>	<u>1,550</u>		<u>1,548</u>	<u>5年</u>
<u>Cランク</u> <u>【兵庫】</u>	<u>初級製造・</u> <u>加工（指示</u> <u>をしっかりと</u> <u>遂行し作業</u> <u>を行うう事</u> <u>ができる）</u>	<u>1,190</u>	<u>1,190</u>		<u>1,182</u>	<u>0年</u>
<u>Aランク</u> <u>【大阪】</u>	<u>上級包装作</u> <u>業者（セク</u> <u>ションの運</u> <u>営やシフト</u> <u>管理などを</u> <u>行う）</u>	<u>1,780</u>	<u>1,780</u>		<u>1,778</u>	<u>10年</u>
<u>Bランク</u> <u>【大阪】</u>	<u>中級包装作</u> <u>業者（新人</u> <u>の教育を行</u> <u>い、イレギ</u> <u>ュラー対応</u> <u>できる）</u>	<u>1,590</u>	<u>1,590</u>	$\geq$	<u>1,590</u>	<u>5年</u>
<u>Cランク</u> <u>【大阪】</u>	<u>初級包装作</u> <u>業者（指示</u> <u>をしっかりと</u> <u>遂行し作業</u> <u>を行うう事</u> <u>ができる）</u>	<u>1,220</u>	<u>1,220</u>		<u>1,214</u>	<u>0年</u>

<u>Aランク</u> <u>【三重】</u>	<u>上級運搬作業者（複数の現場を管理し指揮命令できる）</u>	<u>1,780</u>	<u>1,780</u>		<u>1,779</u>	<u>10年</u>
<u>Bランク</u> <u>【三重】</u>	<u>中級運搬作業者（現場を管理し指揮命令を出すことができる）</u>	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	$\geq$	<u>1,591</u>	<u>5年</u>
<u>Cランク</u> <u>【三重】</u>	<u>初級運搬作業者（指示をしっかりと遂行し作業を行うことができる）</u>	<u>1,220</u>	<u>1,220</u>		<u>1,215</u>	<u>0年</u>

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合退職	1.0	1.9	4.1	6.8	9.8	12.8	15.8	18.0
	会社都合退職	1.5	2.5	5.4	8.5	11.8	15.1	18.3	20.3

(資料出所)「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(65.9%)をかけた数値として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上 35年未満
------	--------------	---------------	----------------	----------------	----------------

支給月数	自己都合退職	1.0	2.5	5.0	10.0	19.0
	会社都合退職	2.0	3.0	6.0	13.0	21.0

Ⅳ

別表 3 (再掲)

勤続年数		3 年	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	33 年
支給率 (月数)	自己都合退職	1.0	1.9	4.1	6.8	9.8	12.8	15.8	18.0
	会社都合退職	1.5	2.5	5.4	8.5	11.8	15.1	18.3	20.3

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。

令和7年3月31日

ノンゼロサム株式会社 代表取締役社長 倉沢 栄司

ノンゼロサム株式会社 労働者代表 木山 俊弘

